議案第26号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害 賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 和解の相手方
 東伯郡北栄町 個人
- 2 和解の要旨
 - (1) 県は、損害賠償金44,938,440円を支払うものとすること。
 - (2) 和解の相手方は、県が損害賠償金を支払うまでに転院するものとすること。
- 3 医療過誤の概要
 - (1) 医療過誤の発生年月日平成17年3月28日及び29日
 - (2) 医療過誤の発生の場所 島取県立厚生病院
 - (3) 医療過誤の内容

鳥取県立厚生病院所属の医師が和解の相手方に行った頸椎症の治療のための手術

に起因して、上下肢麻痺を引き起こしたものである。